

第七回 参議院大蔵委員会會議録第三十八号

昭和二十五年四月十八日(火曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

四月七日委員小串清一君辭任につき、
その補欠として平沼彌太郎君を議長に
おいて指名した。

本日の會議に付した事件

○關稅法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○租稅特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○國家公務員等の旅費に關する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○富餘稅法案(内閣提出、衆議院送付)

○資產再評價法案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(木内四郎君) これより大蔵
委員會を開きます。關稅法の一部を改
正する法律案、租稅特別措置法等の一
部を改正する法律案、國家公務員等の
旅費に關する法律案、以上三案を議題
といたしまして、政府委員の提案理由
を聞くことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないも
のと認めます。それでは政府委員から
説明を求めます。

○政府委員(平田敏一郎君) 只今議題
となりました關稅法の一部を改正する
法律案につきまして、提出の理由を御
説明いたします。

今回改正しようとしたものは、
次の三点であります。その第一点は

昨年十二月法律第二百二十八号を以ち
まして外國為替及び外國貿易管理法が
施行され、これに伴い財産及び貨物の
輸出入の取締に關する政令が今年六月
三十日を以て廢止されることとなつて
おりますが、この政令中に規定してあ
ります旅客の携帶品に關する事項につ
きましては、取締上これを存続させる
必要がありまゝです。これを關稅法に
織り込み所要の條項を加えようとする
ものであります。

その第二点は、輸入免許前に貨物を
引き取る際の關稅の担保は、現在では
金錢のみに限られてゐるのであります
が、これを拡張いたしまして國債等を
も認め得るよう改正を行おうとするも
のであります。

その第三点は、近時密貿易事件が増
加しその質も漸次悪化しつつある情勢
に対応するため、犯罪事件の調査処分
及び罰則上所要の改正を行おうとする
ものであります。それを詳しく詳細に
申し上げますと、第一に、輸入禁制品
密輸入犯、關稅は脱犯、無免許輸入
犯等の罰則について所要の調整強化を
図ると共に、これらの犯罪の予備及び
未遂の処罰の点を明確にいたそうとす
るものであります。第二に、從來不明
確であつた密輸入又は密輸出された犯
則物件の処分規定を明確化しようとし
るものであります。第三には、犯罪事
件の調査上の問題といたしまして、犯
則嫌疑者又は参考人の所持する物件、
帳簿又は書類等、本人が任意に提出し
たものを検査又は領置することができ

る旨の規定を設けると共に、最近の大
規模な密輸事件は殆んど夜間において
行われるのが常態でありますので、裁
判所の夜間執行の許可状があれば、夜
間における臨検、搜索又は差押ができ
る旨の規定を設けまして、取締の万全
を期することといたしたいと思つので
あります。

以上が本法律案を提出いたしました
理由であります。

何とぞ御審議の上速かに御賛成あら
んことを希望いたします。

次に租稅特別措置法等の一部を改正
する法律案について提案の理由を御説
明いたします。

我が國の經濟を急速に復興し、その
健全な發展を図るためには、外資と外
國技術の適正な導入を図ることが緊急
不可欠であることはいうまでもない
ところであります。先般御審議を願いま
した稅制改正の諸法律案におきまして
も、かかる配慮を織り込んでゐるので
あります。尙一層この目的に沿うよ
う所得稅課稅上の特別措置を講ずるこ
とが必要であると考へるのであります。

ただかかる課稅上の特別措置は、
臨時的のものである点を考慮しまし
て、これを租稅特別措置法に規定する
のが適當であると認め、ここに本改正
法律案を提案することとした次第
であります。尙、この外、所得稅法及
び法人稅法の改正、富裕稅の新設等
に伴ひまして所得稅、法人稅、富裕稅等
の課稅標準等の特例の改正又は新設を
行うことといたしてゐるのであります。

す。
次に本法律案の内容について申し上げ
ます。

最初に、外資導入等の場合における
所得稅課稅上の特例について御説明い
たします。

この特例は、日本經濟の復興を達成
するために必要な長期的な外國投資と
日本經濟の復興と健全な發展のために
外資又は外國技術の導入を必要とする
事業の活動に必要な特定の個人を優遇
するといふ考え方に立つてゐるのであ
りまして、その内容は、大体次のごと
くであります。

即ち、第一に、外國在住の個人等が
適法に外貨で獲得したわが國の公債債
の利子所得に対する源泉所得の稅率を
当分のうち通常の場合の百分の二十
の半分、即ち百分の十とすることとし
てゐるのであります。

第二に、外資又は外國技術の導入を
必要とする重要産業を営む法人で外資
による投資額が一億圓以上のものに勤
務する者で我が國に一年以上居所を有
してゐる者が住所を有してゐない者の
昭和三十年分までの給與所得につきま
しては、三百五十萬圓を最高限度とし
てその收入金額の五割を控除して計
算することとしてゐるのであります。

外資又は外國技術の導入を必要とする
重要産業の種類は、日本經濟の健全な
發展を図るために不可欠な發電業、鉄
鋼業等の重要産業に限定し、今後の外
資の導入状況を参考としつつ大蔵大
臣が外資委員會に協議して定めること

としてゐるのであります。又我が國の
技術水準の状況等に鑑み、右の場合の
外、重要産業を営む法人の技術者で我
が國に一年以上居所を有してゐる者が
住所を有してゐない者のうち大蔵大臣
の指定するものはこの課稅上の優遇措
置を受けられることとしてゐるのであ
ります。

第三に、外資の導入を容易ならしめ
るために、その事業活動の結果右に述
べた重要産業を営む法人の事業活動を
容易にし、外資の適正な導入が促進さ
れることとなる事業を営む法人に勤務す
る者で我が國に一年以上居所を有して
ゐる者が住所を有してゐない者の昭和
三十年分までの給與所得又は退職所得
につきましては、同じく、三百五十萬圓
を最高限度として、その收入金額から
五割を控除して所得稅を課稅すること
としてゐるのであります。

又、外資の導入を容易ならしめるた
めに、その事業活動の結果右に申述べ
ました重要産業を営む外資法人の事業
活動を容易にし、外資の適正な導入が
促進されることとなる自由職業を営む
者で我が國に一年以上居所を有しては
いるが住所を有してゐない者の昭和三
十年分までの事業所得につきましては
同様の措置を講じてゐるのであります。

右の法人の事業及び自由職業の種類
は、大蔵大臣が外資委員會に協議して
定めることといたしてゐるのでありま
すが、現在のところ銀行業、弁護士
業、公認會計士業等を予定してゐるの

であります。

尙、わが国の文化を振興することも急務と考えられますので、外国知識等の普及を図るために、右の特例を併せて新制高等学校以上の教員及び牧師その他宗教の布教に従事する者で我が国に一年以上居所を有している者が住所を有していない者の昭和三十年分までの給與所得又は退職所得につきましては三百五十万円を最高限度として、その収入金額の五割を控除して所得税を課税することとしているのであります。

尙、現在外国人の非円通貨から成る所得については所得税を課税してないものであります。この取扱は近く廃止される予定であります。この場合における急激な負担の増加をさげ経過的な措置といたしまして次の措置を講ずることとしているのであります。

即ち、我が国に一年以上居所を有している者が住所を有しないものでこの措置実施前において合法的にわが国で非円通貨所得を有していた者及びこの措置実施後に合法的に入国した者に限り、その者の昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得につきましては、三百五十万円を最高限度として、その総所得金額の五割を控除して計算することとしているのであります。

最後に、我が国に一年以上居所を有している者が住所を有していない者の給與所得又は退職所得につきましては、昭和二十五年から五年間だけは外国において支拂を受ける金額は原則として合算しないこととしているのであります。ただ弊害が生じないようにするために、本国からの送金額は、外国で支拂を受けた給與金額に達するまで

は、これをわが国で支拂われた給與金額に合算し、なお、わが国で支拂われた給與金額がわが国におけるその者の通常の生活費に満たない場合には、外国で支拂を受けた給與金額のうちその満たない部分に相当する金額これを合算することとしているのであります。

次に、今回の所得税法及び法人税法の改正並びに富裕税法の創設に關連いたしまして、租税特別措置法について若干の改正を行うこととしたのであります。即ち今回の超過所得に対する法人税が廃止されたこと、所得税の課税所得の課税方法が合理化されたこと等により、従来の規定中不用となつた規定を廃止いたしました。又目下の状況においては、在外財産等の処理が未定でありますので、従来から在外財産等を所有している者に対しては、その価額が算定できることとなるまで相続税の課税価格に算入しないこととしていたものであります。改正後の相続税及び新たに設ける富裕税の課税に当つても同様にしてその課税価格に算入しないこととしたのであります。

尙、今回納税準備預金通帳には、印紙税を課さないこととしたのであります。次に、揮発油税の延納の場合の担保の物件の範囲を拡張し、税務署長において確実と認められる保証人の保証を包含せしめることとしたのであります。

以上本改正法律案の概要を御説明いたしました。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを切望してやまな次第であります。

次に、国家公務員等の旅費に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

先ず、本法律案を立案いたしました実体的な理由を申し上げますと、第一に、国家公務員等の旅費定額の改訂を行ふ必要があることとあります。即ち、内国旅行の旅費につきましては、昭和二十三年七月にその全面的改訂を行つた後は、本年一月に鉄道貨物運賃の値上に伴う移動料定額の改訂を行つただけで、その他の旅費は当時の定額のままで据え置かれていたものであります。最近の宿泊料金等の実情から見ますと、宿泊料、日当及び食卓料については、或る程度の定額引上を必要とする状況に立至つていたものであります。又、外国旅行の旅費につきましても、昭和十八年八月に定額改訂が行われたままで今日に及んでゐるのであります。最近、国庫の負担による海外旅行者が漸増して参りましたので、現状に即するよう全面的に定額を改訂する緊急の必要が生じて参つたのであります。

理由の第二は、現行の国家公務員等の旅行に關する手続に所要の改正を加えようとするのであります。即ち、現行の旅費制度の基礎法規である内国旅費規則及び外国旅費規則におきましては、旅費支給の原因となる旅行命令や、旅費の請求手続等に関する事項についての規定が不明確であるうらみがあるものであります。従ひまして、この際、旅費支給をより適正にするため、旅行命令等に関する規定を設けると共に、その他の点につきましても必要な改正を加えることといたしたのであります。

以上の理由に基き旅費定額の改訂及び旅費に關する規則の改正を行う必要があるものであります。而して従来これ

らの事項に關しましては、内国旅費規則及び外国旅費規則に基いて適法な処置がとられてきたのであります。これは新憲法に基き新たな旅費法律が制定されるまでの過渡的な措置でありまして、本来は法律に規定するを適当とする事項でありますので、今回の改正を機として、国家公務員等の旅費に關して全般的な規定を定めた本法律案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の要旨の概要を御説明申し上げます。

第一に、従来の内国旅費規則及び外国旅費規則には重複規定が多く、特に別建とする理由もありませんので、本法律案では両者を統合いたしまして、内国旅行の旅費と外国旅行の旅費とを合せ規定することとしたのであります。

第二に、旅費を支給すべき場合、旅費の支給条件及び計算方法等に関する事項につきましては、概ね従来の規則のやり方を踏襲することとしたのであります。また、新たに旅費の請求手続に關する根拠規定の外、旅行命令に關する規定を設け、旅行は、電信、電話等の連絡手段では公務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り、且つ、予算の範囲内でのみ発令できることを更に明らかにいたしました。

第三に、旅費の額につきましては、前に申述べました理由により定額の改訂を行なつてゐるのであります。先ず内国旅行の旅費については、従来における日当一二〇円を一六〇円に、宿泊料甲地六〇〇円を八〇〇円に、乙地四八〇円を六四〇円に、食卓料一二〇円を一六〇円にとそれ〃三割程度の引上を行うことといたしました。又外

国旅行につきましては、海外の実情が未だ的確に把握できない現状にありますので、連合国軍最高司令官部職員の旅費定額及びガリオア資金による海外旅行者の旅費支給基準等を参考といたしまして、全面的に定額の改正を行うこととしました。

尙、この定額改訂に伴う所要経費の増加は、これがため特に予算措置を講ずることなく、既定予算の範囲内で賄うことといたしたのであります。

第四に、旅費定額が旅行実費をこえる場合における所要の調整、労働基準法の規定による帰郷旅費との関係等につきまして、所要の規定を設けることといたしました。

以上本法律案の提案の理由並びに要旨の概要を御説明申し上げます。何とぞ速かに御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(木内四郎君) 以上三案の外富裕税法案資産再評価法案を合せまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

○九鬼紋十郎君 それでは資産再評価法案について質疑を申し上げます。この資産再評価の提案された理由といたしまして、インフレ下において適正な減価償却を可能にするというのが一つの重要な目的になつておるのであります。それが関連しましてこの通貨呼称価値といふものが、変更ですか、デノミネーション、デヴァリュエーションといったようなものと非常に關係が深くなると思うのですが、そういうこととにつきましても政府の見通しを一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(平田敏一郎君) 今回の資産再評価の法案は、今お話になりました

ておつたところが、自動車が非常にはやつて来てコストが安くなつたために、陳腐化してしまつた部面もいろいろございまして、この際陳腐化の具体的な内容について確定することについてはいろいろ議論が多いかと存じ次第でございます。従いまして法律の三十五條、陳腐化の点を規定いたしました

際に、陳腐化だけを取り出して概念規定からいたしますと非常にむずかしくなりますので、三十五條では「基準日において陳腐化している資産その他の資産であつてその基準日における価額が当該資産について（中略）算出される再評価額の限度額より明らかに低い」というような形で、そういつたいいわゆる陳腐化というもののみにならず、過剰設備であるとかその他の理由によつて、ともかくも当然あるべき価額よりも現在の時価が低いというものを一括して取扱おうということにいたしました次第であります。即ち陳腐化そのもののだけを取り出さないで、陳腐化した資産、或いは陳腐化に類似するものを引括めまして、要するに時価が、再評価のこの方式で算出したものよりも著しく低いものを一緒に扱つて行こうというふうに考へておる次第でございます。

○九鬼紋十郎君 その基準日において時価が、と言われるのですが、時価というのは、やはり新しいという設備をするのに要するところの金額とか、或いはそれを処分したときの時価、処分するときの価額と言いますか、そういうところが非常に曖昧だと私思うのですが、而も陳腐化ということと今の御説明によると、著しくという言葉を使われたのですが、著しくというのは非常に曖昧な考え方、例えば石油とか或いはそういうものの施設にしても、殆んど現在国内に残つておる設備というものは、進んでいるアメリカなんか比べて競争のできないような立場にあるような設備である、そういうことを言われておるのであります、そういう点から見るとそれらも陳腐化の中に入れて

も私はいいと思うのですが、そういうものもやはり陳腐化資産として、安く評価しなければならんということになるのか、そういう点についてどういうお考えなんでしょうか。

○政府委員（吉田信邦君） お説の通りでございます、現在の日本の企業の設備は、かなり全般的に陳腐化しているというふうにも見受けられる点が多いのでございます。従ひましてこの再評価額の最高限度を算出したします際にも、減価償却資産につきましては、定率法による償却で現在の価額最高限度を算出したしております。定額法で参りますと、例えば三十年間のものならば毎年三十分の一ずつ減耗して行くというふうな計算で出て行くわけですが、定率法で参りますと初めに余計償却して、あとの残存価額を少くするというふうな方式で計算されるわけでありまして、従ひまして年数にもよりまして、実際よりも二三割方大体低目に、定率法だと現在の価額は算定されるわけでございます。そういう一般的な形でまあ全体を陳腐化していると必ずしも言えるかどうか、疑問でございますが、一応再評価の最高限自体も多少堅めに見て、最高限を作つたわけでございます。で同時に今お話しもございましたように、時価と申しますものが再取得価額であるか、或いは処分価額であるかということによりかなり大きな差がございます。従ひましてここに「明らかに、且つ、著しく低いもの」というふうな規定いたしました点は、処分価額という点から見ても、又再取得価額という点から見ても、あらゆる面から見て明らかに低いというふうな場合に限つてだけ陳腐化として、最高

限を特に低く押えるという方式を考へたらいひのではなからうか。さもないといふ議論が多くなりますし、又我々の側としまして、又これを實際に扱う税務署の側としても、殊に短期間でやるという意味からいへば間に合わないというふうな点で、まあ大体の考へ方としては再取得価額よりも、又処分価額よりも低いというふうな意味合を考へておる次第でございます。

○九鬼紋十郎君 そうしますと、今の御説明を聞きますと、大体日本の現状として現在やつておるような、やられるような事業の設備については陳腐化というふうなことがよくなくして、大体やはり陳腐化していないというふうな考へて見ていいわけなんですか。

○政府委員（吉田信邦君） 一般的に申しますと、全体が何割陳腐化しているかということになりますと、殊に外国との比較等から見ると、計算が立ちませんけれども、一応現在の日本の水準というものがあつたろう、ただ全体としては陳腐化しておるかも知れませんが、これが標準であるというふうな考へて、それ以上にひどいものをここで陳腐化として取上げる。大体その際に、全体の最高限を算出する際に、そういう点を考慮に入れて、定率法によりまして、比較的最低の最高限が出るような計算をいたしております。

○委員長（木内四郎君） ちよつと一つお伺いしたいのですが、あなたの方で基準日を二十五年の一月一日にされたのですが、再評価の価額をとる時期を二十四年の六月とされたのはどういうわけですか。それを一致させるのがいいのじやないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員（平田敬一郎君） 基準日の方は、御指摘の通り丁度一月一日現在で持つておる資産につきまして、その際から遡つてやれるという、非常に重要な法律上意味を持つ基準日でございます。そういうものにつきましては課税上の関係、或いは会社の事務等の関係を考えておりました。全部一月一日に揃えております。ただ再評価の価額水準を見る場合の時期につきましては、実はシヤウブ勧告が発表になりました直前の状態、それを押えるのが適正ではなからうかと、まあこういう考へ方で大体六月をとることにいたしましたのであります。で株式等につきましては、勧告の発表によりましていろいろの影響があるかも知れない、従ひましてその前の状態を基にして物価水準を見るといふのが妥当ではあるまいか、従つて六月の水準が若干その後移動があつたようでございますが、大体におきましてはその程度の指数をとりまして、最近の水準と大差ないという考へて、今申し上げましたような趣旨で物価水準等につきましては六月の水準を採用することにいたしましたわけでありまして。

○委員長（木内四郎君） そうするとそれは大体同じことだとおしやるけれども、株式などは去年の六月からずっと下降傾向をとつて来て、そうするとあとに取得したのも一月一日を基準にして、而も前の高い値段で再評価の税金を納めなければならんということになると、非常に實際と合わないということになりはしませんか。

○政府委員（平田敬一郎君） 株式等につきまます再評価額は、御承知の通り再評価いたしました、その再評価額で直ちに再評価税を課税するのではないのでございまして、その株を処分したと相続した場合におきまして問題になるわけでございます。で再評価額と申しますのは、株を例へば処分した場合におきまして、その再評価額を超えて株が売れた場合におきましては、その超える部分は所得税の課税対象にする。再評価額より以下の部分は、これは六%の再評価税だけで済ませる。それから再評価額以下でしか処分できなかった場合には、これは、これはもつた場合におきましては、これはもつた所得税はかかりませんが、單に實際に処分した価額と前からの取得価額でございまして、或いは評価前から持つてゐるものは財産税の評価額が、その差額を基にいたしまして再評価税を課税するわけでございます。従ひましてお話のように昨年六月の価額が比較的高くなるから、さうなことになるという関係にはならないと思ひます。尚株式の場合におきましては株価指数というところの消費者物価指数を示しますところの消費者物価指数をとりまして、株の場合の再評価額の物差にいたしております。従ひまして先に申しました六月をとりまして理由というものは、発表によりまして株価が動いて来た場合、その動きの部分は結果におきまして何と申しますか、再評価差額、再評価額から或いは超え或いは以下になる。その要素中にとり入れた方がよいのじやないか。そういう趣旨でございまして、今申し上げましたように六月をとりましてが故に、株にとりまして不利だというふうなことは實際問題としてはなからうかと考へております。

○委員長(木内四郎君) 今ので大体分りましたけれども、基準日を決めたらその時でやつた方がよいじゃないか、シャープ勧告も発表されて多少の移動はあるにしても、その時を押えて再評価しろというのを半年ずらしたのだから、ずらしたら基準日の方で両方併せるといいんじゃないかというふうな気がするのですがどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) シャープ勧告でも或る資産を持つておる場合につきましていつ持つておる資産にするか、いつから再評価の効力を持たせるかということにつきましては、やはり一月一日ということになつていたのであります。ただいろいろな価格水準を見る場合におきましては、さつき申し上げましたように大体発表前の数字をとつた方がよいじゃないかということでありまして、非常に大きく差がございませうけれども、その点につきましては向又別途の角度から検討を要する問題もあらうかと思ひますが、それ程大きな価格水準等につきましては変動がございせんので、今申しましたようにやはり六月をとる方が妥当ではないかという考えであります。株価は御承知の通り非常に大きく動いておりますが、株の場合におきましては株価は指数としてとつておりませんので、今申し上げましたようにそれによつて特に不利になるというふうなことはないと考えまして、大体六月をとつた方がよいじゃないか、こういう考えであります。

○九鬼紋十郎君 この資産再評価の問題と地方税の問題とに関連しておる質問ですが、地方税の固定資産税の関係ですが、課税標準につきまして、課税標準は時価とすることということになつてゐるのであります。この時価とは、今度の再評価したものを時価と見るのか、実際の何と云うか売買できるような価値を時価とするのか、この点についてどういふ関連があるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 地方税の要綱でその点は明らかにいたしてゐるかと思ひますが、再評価法に基きまして企業が再評価した額、この額につきましては原則として固定資産税の時価を評価する場合の最低価額と申しますか、この再評価法に基きまして再評価された額を下つてはならないということにいたしてあります。従いまして再評価法に基きまして再評価額というものが、固定資産の減価償却資産を評価する場合の最低価格になる。併し必ずしも再評価法に基きまして再評価額そのまゝによるわけではございせん。それは企業の場合によりましてはいろいろな点を考えまして或る程度低い価額で評価するというような場合も任意でございまして、建前上は認めておるのであります。実際上はできる限り私共はやはり適正な時価まで基準の範囲内において再評価をされることを望んでおるわけでありまして、強制するわけではございせん。従いまして再評価法に基き再評価額を全面的に固定資産税について課税標準にするというところは妥当ではあるまい。従いまして一方固定資産税におきましては、この再評価法に基きまして最高基準価額、これを相当有力な材料といたしまして、再評価法に基き再評価額を最低といたしまして妥当な評価をして行くということにならうかと考へるのであります。

○九鬼紋十郎君 そうしますと仮に再評価額というものが、相当現在の経済情勢からいつて適正なものであるというふうな点からこの法律が出されてゐるのであると考へますが、その時に地方税をかけた後、納税者が再評価額を非常に適正なものであると、現に再評価額として認められておるくらいだから、時価を決定する時にこれと非常な違つたような、うんと高いような時価を仮に地方税で決定される時には、そこに非常に争ひがでると思ひますが、そういう点はどうか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは御指摘の通り固定資産税については地方税法でいろいろ争ひの場合の手続等も決つております。一番大事なことは市町村に事情の分つた専門家を配置するということだけと考へております。従いまして固定資産の再評価の評価員という職を特別に設けて、そういうようなものを専らやる職員を市町村に置くことにいたしてあります。而してその職員に相当する専門的な知識に優れた且つ政治的に左右されない立派な人を適当に選びまして、そういう仕事をやらせる、それによりまして固定資産の評価が適正に行くようにいたしたいというふうな考へております。従いましてさつき申し上げましたように資産再評価法に基きまして一つの評価の基準ができて参りますが、これは最高限でございまして、これをこのまま適用するわけにも参りませんから、これを一つの基準といたしまして、更に具体的な事情に適應するよう妥当な固定資産税に基き賦課をしなければならんと思ひます。その基準等についてはいろいろ問題がございまして、これらは新しくできます地方財政委員会の大きな一つの任務にならうかと考へております。かようなことにつきましては十分留意しました上で、固定資産税の妥当な賦課ということが必要であるうかと考へます。

○九鬼紋十郎君 それではむしろ時価というより再評価の基準によつて課税するといつたように、地方税の課税の標準を決めた方が明瞭になると思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 実は強制的に再評価をやるといふシャープ案をそのまま実行するということになりまして、再評価法に基き再評価額自体を固定資産税の課税標準にするといふことは、大多数の場合ではなないかと私は考へていたのであります。が、企業の減価償却資産を再評価法に基き再評価をする場合におきましては、強制によりましてということではなく、個々の企業の実情に副わない、或いは企業の将来の方針等に必ずしも一致しないといふ場合がございまして、これを任意といたしましたのであります。従いまして再評価法に設けられてあります基準は一つの最高限であります。その以内におきまして企業が任意の程度に、ものによりまして全部やる、或るものはやる、或るものはやらないといふことができるわけでありまして、従いましてこの再評価法に基き再評価額を固定資産税の全面的に評価額とするといふことは、やはりどうも適当ではなからうと考へ、これは再評価法に基きまして最高基準額を基にして、やはり地方財政委員会の責任におきまして妥当な固定資産税の課税

標準を決めて行くということに行かざるを得ないということに相成らうかと思ひます。

○九鬼紋十郎君 それから再評価額の納税の問題ですが、これは三回に分けて最初のときに三%納税し、次に一、五%の次に一、五%納めるといふことになつておるのですが、これはむしろ毎年一%ぐらいずつ納めるようにして六年間ぐらゐの分納にして貰つたら非常にいいと思ひます。現在納税者は皆困つておるのです、少しでも税金が軽く済むように細かく分納するといふように変更できませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話のような事情もございまして、一応原則としては今お話になりましたように三回に分けて、而も最初に多く納めて頂くことにいたしてあるのであります。が、利益が少いことと再評価による減価償却額の増加額とのこの二つを物差にいたしまして、大幅の延納を認めることにいたしてゐるわけでありまして、現在利益が相当ありまして再評価をやつて、再評価額に基いて減価償却も十分できるといつたような企業につきましては、やはりこの際百分の三ぐらゐは納めて頂いた方がよいじゃないかというように考へております。大体利益がまだ十分上つていない、将来は併し企業の経営をうまく合理化しまして、再評価額に基いて償却を十分行い得る、尚且つ適正な配当もできる、こういう見通しのある企業につきましては、私はやはり限度一杯の妥当な再評価をされることを期待いたしてゐるわけでございますが、そういう企業の場合に今すぐ再評価税を納めて貰うといふことになりまして、そういう十分な

再評価を妨げる結果になりますので、今申上げましたように現在の利益が非常に少ない企業につきましては大幅な延納を認めることにいたしましたわけであり、即ち法律にはつきり規定しておりますが、従来の税法で計算しました利益、即ち減価償却額を、再評価をする前の帳簿価額で計算しまして出て来ましたその利益の三五％、この三五％というのは法人税相当額でございますが、最初の年度に納める再評価税の百分の三の金額が、この金額を超える場合は、この金額を超えざる部

分の額は順次繰延べて支拂うことができる、そういったしまして最後に再評価積立金を資本金に振替えます際に、延納いたしております税金を納めて貰うということにいたしておりますのであります。予算におきましてもそのような点を考慮いたしまして大体機械的に出て来ます税額の三分の二程度を予算に計上いたしておりますのであります。この措置によりまして、私は本当に今は納めにくいという企業につきましては延納の措置が講ぜられますので、やはり相対的な再評価ができるということに相成るのではなからうかと考えておりますのであります。かような方法によりまして大体御趣旨のような点も考慮に入れたつもりであります。

○黒田英雄君 今までお尋ねがあつたかも知れませんが、この法人の再評価した資産で差額を積立つておつた場合に、その再評価後に処分損とか、再評価損を生じたものは、それだけを積立勘定から崩して、そうしてそれに相当する未納の税金があれば免除するということになつていますが、若しこれが未納の税金よりも超過してそれだけの損があつたような場合には、その超過した損というものは免除するとか、或いは還付してやらないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の通り一旦再評価いたしました、再評価積立金に繰入れた後に、その資産を処分してまた再評価額よりも下廻つてしか売れなかつたとか、或いは現実に実際の価額が下がりまして、税務計算上認められるような評価減を立てざるを得なくなつたというような場合におきましては、その積立金の中からその資産の処分損、値下り損に相当する分を減額することによりまして、その再評価税のうちに、その減額した積立金に対応する部分を軽減するということにいたしますれば、少くとも再評価税に關する限りはそれですべて何と申しますか、処理が完結したことになるのではなからうかと考えております。今のお話は処分損があつたときに処分損の金額を更に何らかの形で補填する方法はないか、こういうお話かと思ひますが、その際にすでに納付した再評価税までマイナスするのは如何であらうか、その損は積立金を取崩すことによつて解決いたしたいと、こういう考えであります。

○黒田英雄君 先ず第一期を納め終つて、そうしてその後評価損とか処分損があつて、それが評価した金額でなくとも、相当な額に達するような場合には、第一期の額を引いた残りの未納の税金よりも値える場合がないと限らんと思ふんですが、そういう場合にはそれはいかんと、ただ未納の税金だけを免除してあとは返してやらないのだということは、均衡を失するよう

に思ふんですが。

○政府委員(平田敬一郎君) 未納の分の税金を返すか返さないかという問題につきましては、そうするかしらないか、実は部内におきましていろいろ検討してみたのであります。ただ未納の税金につきまして返すということになりますと、企業としては再評価積立金は一種の暫定勘定のなものでござい

ますが、やはり企業としましては、相当通しを立てまして、再評価額につきましては、相当程度の責任のあるところをやつて貰いたいという希望を有するのでもございまして、これを一遍積立てたが、後に処分してまた損が出た、或は時価が下つたらそれから幾らかでも返すことを認める、税金まで納めたのを返すということになりますと、企業として責任のある再評価額を出しまして、再評価するという方向にやや逆行するのじやないかという趣旨からいたしまして、既納の分は返さない、未納の分は併しそういう事情がございまして返す、納めなくていいというふうにした方がいんじやないかと、こういう趣旨でこのようなことにいたしましたのであります。

○黒田英雄君 御趣旨は分りました。それからもう一つ伺ひますが、これは歳入に關係することになるんですが、これは歳入の方で資産再評価税の収入として、二十五年には百五十九億が見積られておるやうですが、この算出の方法は御配付になつた予算の説明に書いてあるんでこれで分りますが、これによると法人の場合を見ますと、再評価倍率は平均九・五一二で算出されておるやうに思ふんですが、そうす

すと大体帳簿価額に対する再評価の額というものが、九・五一倍になるという見込を立てられたやうに思ふんですが、併しこれは、法人等においてはいろいろ御説明もあつたやうに、その会社の利益で減価償却できる程度とか、いろいろな關係を考慮しなくちやならんと思ふのです。実際に果してこれだけの倍率に評価されるものであるかどうか、この点が非常に我々にはちよつとこれを見ただけでは疑わしいのであります。新しい税でありますし、又再評価というものを、物価指数その他いろいろのものの限度までやるといふことになつておれば、算出が相当根拠が案に行くものじやなからうかと思つておつて今御説明もあつたやうにう

つかり多くしておくと、納めた税金は取られてしまふということになると、余程注意してやらなくちやならんと思つておつて、さうしますと会社々々の事情によつて、いろいろ違つて来ると思つておつて、又これから先の経済状況によつても又非常に違つて来ると思つておつて、余程算出は困難だらうと思つておつて、さういふ根拠からしてさういふ九・五一倍というものが出たものか、それを伺ひたいのです。以前戦時特例が何か創設されたときも、歳入の見積りが非常に少なくて、後で非常に非難を受けたやうなこともあつたやうな気がするのです。その根拠を一つ伺ひたい。むしろ九・五一倍というものは一番多いものであつて多くはもつと低いのではないかと。さうす

ると平均はもつと低くなるのではないかと思はれるのですが、その点を一つ伺ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 今御指摘の点はなかつたか、むづかしい点でございまして、私共もいろいろに苦勞いたしたのでございまして、結局御指摘のやうに、企業の減価償却期間は企業の任意ということにいたしましたので、果してどの程度やらかという見込がなかなか実はむづかしいのでござい

ますが、大体におきましてこの帳簿価額に對しましてこの法律で定めております最高限がございまして、その最高限を適用いたしまして出て来ました額の半分程度総平均でやる、或る企業は限度一ぱいでやる企業もあらう、大体三分の一でやる企業もあらう、中には、さつきお話が出ましたやうに、陳腐化等によつて最高限よりも明らかに低く査定しなければならんところもあると思ひますが、さういふいろいろの關係を考慮しまして、大体総平均では、全体として最高限の二分の一くらいの程度になるのではないかと、この見通しの下にこの計算をいたしておりますのであります。即ち会社の場合は、その帳簿価額が確か八百六十三億に達してござい

ますが、それに再評価の法律に基きます基準をそのまま適用しますと、一兆六千四百三十億という時価の最高価額になります。併しこれはなかつたやうな数字でございまして、さういふ数字でございまして、さういふ数字に従ひましてその半分と見まして、八千二百十七億程度の帳簿価額に附け替へるといふ見込を立てておるのであります。その最高限の算定をした倍率が丁度九・五一倍になつておるわけであり

ます。

まして、そのような方法で再評価の額を算定したておるのであります。尙この税収入の見地から申しますと、一面これだけ再評価をいたしました結果、それだけ減価償却額が増加するわけでありまして、その増加する減価償却額につきましては、法人税の収入見積りです。それだけ課税所得が減るという計算をいたしておきまして、その方面で相当の減収額を突は立てておるのであります。ほぼ同額になつておるのでございまして、同額の法人税の減少を、再評価に基きます減価償却額の増による減少額を立てておるので、税収入といたしましては若しもこれに若干狂いがありまして、若し企業が一般的に予想よりも高く再評価しますと、再評価税はこれよりも多くなる、その半面法人税が少し減つて来る。反対に企業が私共予想します総平均二分の一よりも全体として下廻つた再評価をするという事になると、再評価税は少し減つて法人税の方が殖えて来る。こういう関係に相成るものと存じまして、歳入全体につきましては若干の出入りがございまして、見積りとしてしましては適正な見積りになつておるのではないかと存じます。併し御指摘の点はいろいろむづかしい点でございまして、いろいろの諸般の事情を考慮しまして、最高限の二分の一程度に総平均になるといふところに非常に大きな予測を立てておるといふことを御了承願ひたいと考へる次第であります。

○委員長(木内四郎君) ちよつと一つ伺いたいのですが、再評価の額ですね、富裕税の課税額との関係はどうなりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) その富裕

税の課税額は、やはりすべて時価によるということにいたしておるのでございまして、株式につきましては、ただ取引所に上場されておる株式につきましては十二月一ぱいの取引所の相場平均によることにいたしておきまして、その他の資産につきましては若干地上権等の法定評価が、相続税でございまして、大体におきましては十二月三十一日の時価によるということにしております。従いましてこれは全部そのときの時価を調べまして課税しなればならぬことになるわけでございますが、御承知の通り土地家屋等については、現在相続税でやつておりますように、大体におきまして賃貸価値の適正な倍率を地域別に調べまして、それを基準にいたしたい。これは併し飽くまでも基準でございまして、納税者が自分のところは基準より著しく低いということを主張されて、はつきりした材料がありますればそれによるべきであると思ひます。又場合によりましては基準よりも時価が高いと認めたらば高いものによつて査定することもあらうかと思ひます。大体その基準を定めましてそれによつてやつて行くといふふうにいいたしたい。それに固定資産税の関係も脱み合せなければならぬと思ひますけれども、これは飽くまでも富裕税法に基きまして個別的に適正な時価を生み出して合理的な解決を図りたいと考へておるものであります。従いまして同族会社等の株式の場合におきましては、やはりこれは会社の資産を現在の時価に引直しまして、負債を引きまして正味資産を調べてその一株式当りで評価するのが原則であります。併し相当な事業でありまして同

種の会社の株式の売買実例がありますればその売買実例を参照いたしまして、時価を適正に決めたいと考へております。尙再評価とちよつと関係がございまして、個人事業の企業用の資産でございまして、この資産の場合におきましては、これはやはり再評価法に基きまして、その個人事業者のその資産に對してどの程度の課税をしたか、これも一つの勿論基準になると思ひますが、併しこの場合におきましては固定資産税の場合と同じようなものに必ずするわけじゃない、やはり双方調べましてその時価によつてその個人の營業資産を調べて行くといふふうに相成らうかと考へております。

○委員長(木内四郎君) 個々の場合には實際には適切な実例と言つても少いだらうと思ふのです。そうなつて来るとか何かの基準によつてやらなければならぬと思ふのですが、そうすると今あなたが言われたように、土地家屋などについては一定の倍率を地域的に相當これは細かにやらなければいかんと思ふ。地域的にやつて再評価の最高限といふようなものは別に標準にしないといふことですが、ややもすると税務署に適正なものがなければ再評価の最高限をとつてこれはこうだからこまでやらなければならぬという危険があると思ふのですが、どうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論再評価法に基きます再評価の倍率と申しますが、倍率を適用した価額といふものもその際の一つの参考にはなるかと思ひますが、併し再評価額を生み出すためのいろ／＼な求め方といふのは、御承知の通り非常に物価騰貴率を一律に延ばす方法をとつておきまして、これ

が個々の資産について具体的に妥當である一つの時価だといふことは私は必ずしも言えないじやないかと思ひます。従いまして飽くまでも富裕税の納税者等につきましては、個別的に時価を生み出して課税する場合におきましては勿論参考にはなりますが、やはりその土地の事情を更によく調べ納税者の状況等も調査いたしまして、個別的に適正を期せられるものでなからうかと考へております。殊に土地等になりますと、借地権の分、所有権の分をどう見込むか、家屋等につきましても借家権と所有権の分と最近は大分分割して見なくちやならぬ状況でありますので、そういうことにつきましても各土地の状況も調べて富裕税の時価の評価には適正を期したいと考へております。尙富裕税の納税者は現在比較的に少く、大体四万九千人程度じやないかと見ておるのであります。その程度の数でございまして随分丁寧な調査ができるのじやないか、もつと富裕税の納税者の範圍を非常に狭げまして、相當多数の納税者に課税して貰うやうな一般的な増税といつたやうな考え方がなくなりますれば、これはやはり法律で簡易化を期するために、一定の評価規定を設けた方がいじやないかといふ考へ方もとつたわけでございますが、今回の富裕税の程度でございまして、むしろそのような評価規定を設けないで、個別的に妥當を期するといふ方が却つて妥當を期せられるのではないかと考へます。尙将来その点につきましては実行しました上で、或いは土地家屋等につきましては、むしろ簡単な固定評価の方法をとるかとならないか、将来におきまして確かにこれは一

つの問題じやなからうかと思ふのです。

○委員長(木内四郎君) 外にありませんでしたら午後二時まで休憩いたしたいと思ひます。

午後一時一分休憩

午後二時五十分再会

○委員長(木内四郎君) これより休憩前に引き続き開會いたします。都合により本日はこの程度で散會いたします。

午後二時五十一分散會

出席者は左の通り。

理事 木内 四郎君

委員 黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君
玉屋 喜章君
平沼彌太郎君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
藤井 丙午君

政府委員 大蔵事務官(主税局長) 平田敬一郎君
大蔵事務官(理財局長) 吉田 信邦君
財局経済課長

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、陶磁器の物品税免稅点引上げ等に関する請願(第一六八六号)

一、黄板紙の物品税撤廢に関する請願(第一六九六号)

一、色紙、短ざく等の物品税撤廢に関する請願(第一七〇四号)

一、円未満切捨金の集金取扱および資金化認定に関する請願（第一七〇八号）

一、閉鎖機関整理委員会等の職員退職手当制度確立に関する請願（第一七五八号）

一、国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願（第一七六七号）

一、青色申告制度の普及徹底等に関する請願（第一七七三号）

一、税制改正に関する請願（第一七八一号）

第一六八六号 昭和二十五年三月二十三日受理

請願者 石川県小松市館屋町二

紹介議員 中川 幸平君

九谷焼は、堅牢優美を特徴とする石川県特産の陶磁器で、国内はもと論戦前

は満州、中国その他の外国にまで輸出され、県民の約二割が九谷焼の生産によつて生活している。しかるに現行七十円の免税点では、製品のすべてが課税されるため、販売は日毎に不振となり、休廃業が続出し、このままでは、業者の生活を破たんに陥れ、本県産業に重大な影響を與えるから、九谷焼に對する免税点を引き上げるとともに、税率を引き下げられたいとの請願。

第一六九六号 昭和二十五年三月二十三日受理

請願者 東京都中央区日本橋人形町三ノ二板紙連合会

紹介議員 田村 文吉君

黄板紙は、わら、空俵を原料とする極めて低廉な紙であるが、包装用紙、書籍の表紙、鉄道車票、輸出品包装等に用いられ、その用途は広範にわたつて

いる。しかるにこれらの紙に對する物品税は、生産業者の経営を困難に陥れ、黄板紙工業の発展をばげんでいるから、輸出貿易の振興を叫ばれている折から、ポンド十五円程度以下の黄板紙については、ちり紙同様免税品に指定せられたいとの請願。

第一七〇四号 昭和二十五年三月二十四日受理

請願者 東京都台東区浅草三筋町二ノ四東京紙工品工業協同組合理事長

色紙、短ざく等の物品税撤廃に関する請願

色紙、短ざく等は、新制中学、高等学校における古典文学、書道、情操等の教育に欠くことのできない学校用品であり、アルバム、集印帳、画帳、芳名簿は近代生活の文化用品である。しかしこれら品物は、いずれも零細な手工業者によつて製作されているのであるが、物品税が課せられているため、業者は破産寸前の危機に直面しているから、他の文房具と同様これらの物品税を撤廃せられたいとの請願。

第一七〇八号 昭和二十五年三月二十四日受理

請願者 東京都中央区銀座六ノ四交詢ビル内二九号

皇居前保存協会内 岩

岩

岩

岩

岩

第七国会に提出を予想されている国庫出納金端数計算法の一部を改正する法律の実施によつて円未満の小銭は、銀行郵便局等取り替へられ次第になくなつて行くことになるわけであるが、現在の物価面からみてこのような小銭は取り替へられず放置消失するものが多分にあることが予想されるから、流通約十五億といわれているこれら小銭のうち取り替へに漏れた分を皇居前広場の美化保全、国宝、文化財等の保存維持、孤児、浮浪児、未亡人の救済等わが国の文化ならびに社会事業関係に活用するため皇居前保存協会に對し、資金化方策の主導性と、一切の施行実施上の便宜を與えられたいとの請願。

第一七五八号 昭和二十五年三月二十七日受理

請願者 東京都千代田区丸ノ内

一ノ二閉鎖機関整理委員会職員組合内 柳田孝外三名

閉鎖機関整理委員会等の職員退職手当制度確立に関する請願

閉鎖機関整理委員会、持株会社整理委員会、証券処理調整協議会、および復興金融金庫は事業の性質上業務の進

よくに伴つて次第に縮少の運命にあるので、時にあつては大量の人員整理あるいは解散等の事態が発生すること

も予想されるので、減員の対象となる職員は全くその本質は行政機関職員定員法施行に伴い退職する場合と何等差異がないのであるから、右四機関の職員が安心して日常業務に精励できるよう公団と同率の退職手当制度を確立、実施せられたいとの請願。

第一七六七号 昭和二十五年三月二十七日受理

請願者 東京都千代田区霞ヶ関

三ノ四全商工労働組合

青婦協議会内 敦賀徑

青婦協議会内 敦賀徑

国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区芝田町一ノ二森永ビル内日本中小企業連盟内 豊田雅孝

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

請願者 東京都千代田区芝田町一ノ二森永ビル内日本中小企業連盟内 豊田雅孝

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

青色申告制度の普及徹底等に関する請願

四月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めの件（予備審査のための付託三月二十九日）

一、貴金屬管理法（予備審査のための付託は四月五日）

四月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、關稅法の一部を改正する法律案

關稅法の一部を改正する法律案
關稅法の一部を改正する法律案
關稅法（明治三十二年法律第六十一號）の一部を次のように改正する。

第三條「收容貨物」の下に「又ハ保管貨物」を加える。

第七條但書を次のように改める。
但シ關稅ヲ通脱シタル場合又ハ其ノ通脱ヲ為シ目的ヲ以テ予備若ハ未遂ヲ行ヒタル場合ノ關稅ノ徵收權ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條ノ三の次に次の一條を加える。

第三十一條ノ四 旅客ノ携帶品前條第三項ノ貨物ニ該當スルトキハ保管証ト引換ニ之ヲ税関ニ保管スベシ

前項ノ保管貨物前條ノ証明又ハ認定ヲ得ルニ至ラザルトキハ第三十一條ノ免許ヲ得テ保管証ト引換ニ之ヲ返還ヲ受クベシ
第一項ノ保管貨物輸出又ハ輸入ノ免許ヲ受クルニ至ラザルトキ輸出貨物ハ之ヲ内地ニ引取り輸入貨物

ハ之ヲ積戻スベシ
第一項ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ハ貨主ノ負担トス

第三十四條但書を次のように改める。

但シ税関ノ認許ヲ得命令ノ定ムル所ニ依リ税金ニ相當スル担保ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取りヲ為スコトヲ得

第三章中「第五節 收容」を「第五節 收容及保管」に改める。

第五節中第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條ノ二 第三十一條ノ四第一項ノ保管貨物保管ノ日ヨリ四箇月以内ニ同條第二項又ハ第三項ノ處理ヲ為サザルトキハ之ヲ公売ニ付シ關稅及其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ貨主ニ交付ス

前項ノ貨物生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前項ノ期限ニ拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得

第五十一條ノ二及第五十二條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第七十四條 關稅定率法第十一條ニ掲グル貨物ノ輸入ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ罪ヲ犯シ目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル金額以下ト為スコトヲ得

第七十五條 關稅ヲ通脱シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ罪ヲ犯シ目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ニ對スル關稅（前二項ノ犯罪ニ係ル貨物が關稅定率法別表輸入稅表第四百十二號第二項ニ掲グル貴石ナルトキハ其ノ原価トス以下本項ニ於テ同ジ）ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ十倍ニ相當スル金額以下ト為スコトヲ得

第七十六條 免許ヲ受ケズシテ貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ罪ヲ犯シ目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル金額以下ト為スコトヲ得

前二項ノ規定ハ第七十四條又ハ第七十五條ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セズ

第七十六條ノ二を次のように改める。

第七十六條ノ二 第七十四條、第七十五條又ハ第七十六條ノ犯罪ニ係ル貨物ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価が三十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ前項ノ罰金ハ三十万円ヲ超エ其ノ原価ニ相當スル金額以下ト為スコトヲ得

第七十七條中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十二條第二号中「第八十四條（第一百一條ノ二）ニ於テ準用スル場合（含ム）又ハ第八十五條」を削る。

第八十二條ノ四を次のように改める。

第八十二條ノ四 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ第七十四條乃至第七十七條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキ若ハ懲役及罰金ヲ併科スルトキニ於ケル懲役ノ刑ニ付又ハ第七十八條若ハ第八十二條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十三條第一項を次のように改める。

第七十四條、第七十五條若ハ第七十六條ノ犯罪ニ係ル貨物、其ノ犯罪行為ノ用ニ供シタル船舶又ハ第七十六條ノ二ノ犯罪ニ係ル貨物ニシテ犯人ノ所有又ハ占有ニ係ルモノハ之ヲ沒收ス

第八十六條 税関官吏ハ犯罪事件ノ調査ヲ為スニ當リ必要ト認ムルトキハ犯罪嫌疑者若ハ参考人ニ對シ質問シ此等ノ者ノ任意ニ提出シタル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ領置スルコトヲ得
第八十七條中「検査（第八十四條ノ場合ニ限ル）」を「検査（第八十四條及第八十六條ノ場合ニ限ル）」、領置、」に改める。

第九十條第一項中「差押（タルトキハ差押目録）」を「差押（タルトキハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録）」に改め、同條第二項及第三項中「差押物件」を「差押物件又ハ領置物件」に改める。

第九十一條第一項中「臨検搜索又ハ差押ハ」の下に「許可状ニ夜間執行スルコトヲ得ル旨ノ記載ナキトキハ」を加える。

第九十三條中「税関官吏質問、」の下に「検査（第八十六條ノ場合ニ限ル）、領置、」を加える。

附則
1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

2 この法律施行の際財産及び貨物の輸出入の取締に關する政令（昭和二十四年政令第九十九號）第二十八條第一項の規定により交付を受けている個別保管証は、關稅法第三十一條ノ四第一項の改正規定による保管証とみなす。

四月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、國家公務員等の旅費に關する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律
国家公務員等の旅費に関する法律

目次

第一章 総則(第一條—第十五條)	第一條
第二章 内国旅行の旅費(第十六條—第三十條)	第十六條
第三章 外国旅行の旅費(第三十一條—第四十五條)	第三十一條
第四章 雑則(第四十六條—第四十八條)	第四十六條

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に關し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに國費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 国が国家公務員(以下「職員」という。)及び職員以外の者に対し支給する旅費並びに法令による公団、国民金融公庫、住宅金融公庫、連合国軍人等住宅公社及び船舶管理委員会がその職員に対し支給する旅費に關しては、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 各庁の長、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長、人事院総裁、法令による公団の総裁又は理事

長、国民金融公庫及び住宅金融公庫の総裁、連合国軍人等住宅公社理事長並びに船舶管理委員会理事長をいう。

二 内国旅行

本邦(本州、北海道、四国、九州及び大蔵省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

三 外国旅行

本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。との間における旅行及び外国における旅行をいう。

四 出張

職員が公務のため一時その在勤官署(常時勤務する在勤官署のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

五 赴任

新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。

六 帰任

職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

七 扶養親族

内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によ

つて生計を維持しているものを含む。外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

八 遺族

職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この法律において「何級の職務」といふ場合には、一般職の職員の給與に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第二項第一号に規定する一般俸給表による

当該級の職務及び一般俸給表の適用を受けない者について各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この法律において「何々地」といふ場合には、本邦にあつては市町村の存する地域(都については、特別区の存する全地域)をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第三條 職員が出張し、又は赴任した場合においては、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者又はその遺族が左の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職(免職(罷免を含む。))、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必

要としない場合を除く。)には、当該職員
二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合においては、当該職員の遺族

三 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

六 職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八條第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

八 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十八條第二号から第五号まで若しくは第八十二條各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由に因り退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員に採用を予定されている者が呼出に応じ出頭した場合においては、その者に対し、旅費を支給する。

5 職員又は職員以外の者が、国の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合においては、その者に対し、旅費を支給する。

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の法律に特別の定めがある場合その他國費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本條において同じ。)が、その出発前に第四條第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で大蔵省令で定めるものを旅費として支給することができる。

8 第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故に因り概算拂

を受けた旅費額（概算拂を受けなかった場合には、概算拂を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で大蔵省令で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第四條 左の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、各庁の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

一 前條第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前條第四項又は第五項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務上の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができ。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認められる場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を交付してこれをしなければならない。

但し、旅行命令書等を交付するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令書等を当該旅行者に交付しなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、大蔵省令で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第五條 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前條第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本條において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第六條 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料

食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 支度料は、外国への出張又は赴任について、定額により支給する。

13 死亡手当は、第三條第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 内国旅行については、第一項に

掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

15 外国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

（旅費の計算）

第七條 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

3 第三條第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合においては、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第九條 旅行者が同一地域（第二條第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の二割、滞在日数六十日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の三割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十條 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十一條 一日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第十二條 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第十三條 旅費（概算拂に係る旅費を含む。）の支拂を受けようとする旅行者及び概算拂に係る旅費の

支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支拂をする者（以下「支出官等」という。）に提出しなければならない。此の場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出官等は、前項の規定による精算の結果過拂金があつた場合には、所定の期間内に、当該過拂金を返納させなければならない。

4 支出官等は、その支出し、又は支拂つた概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過拂金を返納しなかつた場合には、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支拂う給與又は旅費の額から該概算拂に係る旅費額又は当該過拂金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給與の種類は、大蔵省令で定める。

（採用予定者の旅費）
第十四條 第三條第四項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職務相当の旅費とする。

（証人等の旅費）

第十五條 第三條第五項又は第六項の規定により支給する旅費は、他の法律に特別の定がある場合を除く外、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める旅費とする。

第二章 内国旅行の旅費

第十六條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃（以下本條において「運賃」という。）及び急行料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一 運賃の等級を三階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃
イ 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第四号から第十六号までに掲げる職員（以下「内閣総理大臣等」という。）並びに十一級以上の職務にある者については、一等の運賃
ロ 十級以下四級以上の職務にある者については、二等の運賃

ハ 三級以下の職務にある者については、三等の運賃
二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務にある者については、上級の運賃
ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃
三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
四 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前三号に規定する運賃の外、左に規定する急行料金
イ 第一号又は第二号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの
一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

（船賃）
第十七條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃
イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務にある者については、上級の運賃
ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃
二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃
イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務にある者については、上級の運賃
ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃
三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
四 公務上の必要に因り別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた寝台料金
二 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）
第十八條 航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

（車賃）
第十九條 車賃の額は、別表第一の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

（食卓料）
第二十條 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は

2 車賃は、全路程を通算して計算する。但し、第十二條の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
（日当）
第二十條 日当の額は、別表第一の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
（宿泊料）
第二十一條 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）
第二十二條 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は

2 車賃は、全路程を通算して計算する。但し、第十二條の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
（日当）
第二十條 日当の額は、別表第一の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
（宿泊料）
第二十一條 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）
第二十二條 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は

船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第二十三條 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合に、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合に、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができ、前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(前後手当)
第二十四條 前後手当の額は、別表第一の日当定額の五日分及び新在勤地の存する地域の区分に応じた

宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第二十五條 扶養親族移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額

イ 十二歳以上の者について、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び前後手当の三分の二に相当する額
ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額
ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び前後手当の三分の一に相当する額

二 前号の規定に該当する場合を除く外、第二十三條第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合に、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができ、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができ、前号に規定する額の合計額)

額)をこえることができない。
2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)
第二十六條 第六條第十四項の規定により支給する日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)
第二十七條 在勤地内における旅行については、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費及び当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

一 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にあつた場合には、別表第一の日当定額の二分の一以内において大蔵省令で定める基準に従い、各庁の長が定める額の日当

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊する場合に、別表第一の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料
三 第二十八條第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)
第二十八條 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、前後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十六條、第十七條又は第十九條の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除く外、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り特に多額の船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の船賃又は車賃

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舎に居住し、又はこれを明け渡すことを命ぜられた場合には、別表第一の鉄道百キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額の範囲内の実費額の移転料

2 第二十條第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。
(退職者等の旅費)
第二十九條 第三條第二項第一号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

イ 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費の外、第四十四條第一項第三号又は第四号及び第五号並びに第二項の規定に準じて計算した旅費とする。
(遺族の旅費)
第三十條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合に、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
二 職員が赴任中に死亡した場合

には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二條第一項第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第三條第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五條第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から居住地（外国に居住する場合）は、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)
第三十一條 外国旅行中本邦を通過する場合に、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところ

による。

2 前項本文の場合において、第二十五條第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

第三十二條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃（以下本條において「運賃」という）、急行料金及び寝台料金（これらのものに對する通行税を含む。）による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

二 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

三 内閣総理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因り特別の座席の設備を利用した場合に、前二号に規定する運賃の外、その座席のために現に支拂つた運賃

四 公務上の必要に因り別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた急行料金又は寝台料金

第三十三條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに對する通行税を含む。）による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃（最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃）

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

三 内閣総理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因りあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合に、前二号に規定する運賃の外、その船室のために現に支拂つた運賃

四 公務上の必要に因り別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた寝台料金

(航空賃及び車賃)
第三十四條 航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)
第三十五條 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第二の定額による。

2 食卓料の額は、別表第二の定額による。

3 第二十二條第二項及び第三項、第二十二條第二項並びに第二十二條第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

から新在勤地まで随伴する場合に、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額による額

二 赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を随伴しないが第三十八條第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合には、前号に規定する額に相当する額

2 第二十三條第二項の規定は、外国旅行の場合の移転料について準用する。

(着後手当)
第三十七條 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第二の日当定額の七分及び宿泊料定額の七夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)
第三十八條 扶養親族移転料は、左の各号の一に該当する場合に支給する。

一 赴任の際各庁の長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

二 外国に在勤中各庁の長の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

三 本邦から外国に赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の三分の二に相当する額

二 十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

三 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

3 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第二十五條第一項第一号の規定に準じて計算した額による。

4 第二十五條第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)
第三十九條 支度料の額は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じた別表第二の定額による。

2 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度

料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(死亡手当)

第四十條 死亡手当の額は、第三條第二項第五号の規定に該当する場合に死亡地の区分に応じた別表第二の定額により、同項第七号の規定に該当する場合にはその定額の二分の一に相当する額による。

2 職員が第三條第二項第五号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。

一 職員が出張中に死亡した場合
には、当該職員の本邦における所属庁(各庁の長の在勤官署をいう。以下同じ。)所在地(所属庁がない場合には、東京都。以下同じ。)を旧在勤地とみなして第三十條第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合
には、当該職員の本邦における所属庁所在地を新在勤地とみなして第三十條第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の職員の配偶者が第三條第二項第七号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。

一 配偶者が第三十八條第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

二 配偶者が第三十八條第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

4 第三十條第三項の規定は、第三條第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)
第四十一條 第六條第十五項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、そのつど各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該旅行手当の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)
第四十二條 第二十七條(日額旅費及び移転料に関する部分を除く。)の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。

この場合において、同條第一号及び第二号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、同條第三号中「第二十八條第一項各号の一」とあるのは「第四十三條において準用する第二十八條第一項第一号又は第二号の規定」と読み替えるものと

する。
(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)
第四十三條 第二十八條第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同條第一項第一号中「第十六條、第十七條又は第十九條」とあるのは「第三十二條、第三十三條又は第三十四條第二項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)
第四十四條 第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、左に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、左に規定する旅費

ハ 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については三十日分、宿泊料については三十夜分をこえることができない。

ニ 職員が外国の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、且つ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

三 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの出張地の存する地域の区分に応じた第二十條第一項及び第二十一條第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧所属庁所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費

四 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費

イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第一号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ハ 退職等を知つた日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、イ又はロに規定する旅費の外、左に規定する旅費

イ 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第三十五條第一項又は第二十條第一項及び第二十一條第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については十五日分、宿泊料については十五夜分をこえることができない。

ロ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費(支度料を除く。)

ハ 旧在勤地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知つた日とみなして第一号ロの規定に準じて計算した旅費

五 外国在勤の職員が第二号又は第三号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費の外、旧在勤地から旧所属庁所在地までの前職務相当

の移転及び扶養親族移転料(前後手当に相当する部分を除く。)

2 各庁の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ、第三号ロ又は第四号ハに規定する期間を延長することができる。

3 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を除く外、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、前二項の規定に準じ大蔵省令で定める。

(遺族の旅費)

第四十五條 第三條第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から旧所屬庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(前後手当に相当する部分を除く。)並びに旧所屬庁所在地を居住地とみなして第三十條第四項の規定に準じて計算した旅費とする。

第四章 雑則

(旅費の調整)

第四十六條 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費をこえて旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 各庁の長は、前項の規定の統一ある適用を図るために、大蔵大臣

に協議して同項の規定を適用する場合に関する部内の統一的基本標準を作成するものとし、各庁の長が旅費の全部又は一部を支給しないこととする場合には、当該基準によるものとする。

(旅費の特例)

第四十七條 各庁の長は、職員について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十七條の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法第四十八條の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 各庁の長は、国家公務員法第五十九條に規定する條件附採用期間中の職員がその條件附採用期間中にその意に反して退職となつた場合において、退職の通達を受けた日から十四日以内に出発して帰住するときは、第三十條第四項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする。

(実施規定)

第四十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日以後の

旅行から適用する。但し、第四條、第五條及び第十三條の規定は、昭和二十五年五月一日以後出発する旅行から適用し、附則第八項及び第九項の規定は、昭和二十四年度以後に出張又は赴任を命ぜられた者の旅行から適用する。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

内国旅費規則(昭和十八年勅令第六百八十四号)

外国旅費規則(大正十年勅令第四百一十号)

南洋群島關東州滿洲旅費規則(大正十年勅令第四百一十号)

昭和二十五年三月三十一日以前の旅行については、附則第八項及び第九項に規定する事項を除く外、なお従前の例による。

4 別表第三に掲げる者に支給する車賃、日当、食卓料、宿泊料、移転料、支度料及び死亡手当の定額は、当分の間、本則の規定にかかわらず、別表第一及び第二の定額に別表第三の割増率を乗じて計算した額による。

5 外国旅行については、入出国税、旅行券の査証手数料、外貨の買入手数料、携帯荷物の運賃等旅行に伴う附随的費用及び旅行中の予測しがたい費用に充てるため、当分の間、第六條に規定する旅費の外、大蔵大臣の定める基準に従い、七万五千六百円の範囲内の金額を旅費として支給する。

6 前項の規定による旅費を支給することができる間は、当該旅費の額の三分の二に相当する額を、第三十八條第二項第一号又は第二号に規定する扶養親族移転料の額に加算する。

7 外国旅行については、特別の調査、通訳の雇用、事務の依頼等公務上の必要に因り特に支出を必要とする特別の費用に充てるため、当分の間、第六條及び前二項の規定による旅費の外、旅行日数一日について千八百円の割合で計算した金額の範囲内で各庁の長が大蔵大臣に協議して定める金額を、旅費として支給することができる。

8 本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が、二会計年度にわたつて外国旅行をする場合における旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

9 前項の規定により支出した旅費の精算に因つて生ずる返納金又は追給金は、その精算を行つた日の属する会計年度の歳入又は歳出とする。

10 国会閉会中において、外国為替相場の変動、物価の改訂等の事由に因り緊急に旅費の定額を改訂する必要を生じたときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、政令をもつて臨時に旅費の定額を改訂することができる。

11 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「労働基準法(同法第二十條及び第二十一條を除く。又は船員法(同法第四十六條を除く。)」を「労働基準法(同法第十五條第三項、第二十條、第二十一條及び第六十八條の規定を除く。又は船員法(同法第四十六條から第四十八條までの規定を除く。)」に改める。

別表第一 内国旅行の旅費

移転料	車賃(一キロメートルにつき)		日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
	甲 地方	乙 地方		甲 地方	乙 地方	
鉄道百キロメートル未満	八〇〇円	六四〇円	一六〇円	八〇〇円	六四〇円	一六〇円
鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	一〇、五〇〇円					
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	一四、五〇〇円					
鉄道千キロメートル以上五千キロメートル未満	一九、〇〇〇円					
鉄道五千キロメートル以上一万千キロメートル未満	二三、〇〇〇円					
鉄道一万千キロメートル以上二万千キロメートル未満	二九、五〇〇円					
鉄道二万千キロメートル以上						

備考

一 宿泊料の項中甲地方とは一般職の職員に關する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料の項の適用については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費

一日及び宿泊料

地域区分	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)
アメリカ合衆国	九〇〇円	二、七〇〇円
アルゼンチン国	七二〇円	二、一六〇円
ブラジル国	九〇〇円	二、七〇〇円
グレート・ブリテン国	九〇〇円	二、七〇〇円
フランス国	九〇〇円	二、七〇〇円
スイス国	九〇〇円	二、七〇〇円
イタリア国	九〇〇円	二、七〇〇円
インド国	九〇〇円	二、七〇〇円
セイロン国	九〇〇円	二、七〇〇円
ビルマ国	九〇〇円	二、七〇〇円
タイ国	七二〇円	二、一六〇円
マレー	九〇〇円	二、七〇〇円
印度支那	九〇〇円	二、七〇〇円
インドネシア国	七二〇円	二、一六〇円
フィリッピン国	一、二六〇円	三、七八〇円
香港	九〇〇円	二、七〇〇円
中華民国	九〇〇円	二、七〇〇円
台湾	七二〇円	二、一六〇円
朝鮮	五四〇円	一、六二〇円
その他の地域	前各号に準じ大蔵大臣の定める額	同上

備考

船舶又は航空機による旅行(地域区分の欄に掲げる一の地域内における旅行を除く。)の場合における日当の額は、一日につき九〇〇円とする。

二 食卓料、移転料、支度料及び死亡手当

食卓料(一夜につき)	
鉄道百キロメートル未満	一、八〇〇円
鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	一六、〇〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	二九、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上五千キロメートル未満	三八、〇〇〇円
鉄道五千キロメートル以上二万キロメートル未満	四六、〇〇〇円
鉄道二万キロメートル以上	五九、〇〇〇円
移転料	
甲地方	五三、九〇〇円
乙地方	四五、九〇〇円
丙地方	二一、六〇〇円
死亡手当	八〇、〇〇〇円

備考

一 支度料及び死亡手当の項の運用については、甲地方とは南アメリカ、北アメリカ、ヨーロッパ及びオーストラリア、丙地方とは朝鮮、台湾及び樺太、乙地方とは甲地方及び丙地方以外の地域(本邦を除く。)をいう。船舶による旅行中に死亡した場合には、丙地方において死亡したものとみなし、航空機による旅行中に死亡した場合には、目的地の存する地域において死亡したものとみなす。

二

移転料の項の適用については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第三 旅費定額の割増率

内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者
十五級の職	一〇割	八割
十四級の職	七割	六割
十三級の職	六割	五割
十二級の職	五割	四割
十一級の職	四割	三割

四月十一日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は三月二日)

一、配炭会社の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

四月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、揮発油税軽減に関する請願(第一七九四号)

一、報奨物資課税免除等に関する請願(第一八二二号)

一、農業協同組合に醸造事業認可の請願(第一八二五号)

一、農業協同組合にこうじ製造事業推進の請願(第一八二六号)

一、運動用品の物品税撤廃に関する請願(第一八四二号)

一、ちようちん、あんどんの物品税撤廃に関する請願(第一八七五号)
一、医師の課税減免に関する請願(第一九〇二号)

一、運動用品の物品税撤廃に関する請願(第一九〇八号)

一、織物業者に対する所得税更正決定変更等の陳情(第三五二一号)

一、京都市に中小企業金融専門店設置の陳情(第三五二二号)

一、陶磁器の物品税撤廃に関する陳情(第三五四号)

一、信用保証協会に国庫補助金交付の陳情(第三五七号)

一、所得税申告納税適正課税等に関する陳情(第三六二二号)

一、協同組合に対する課税免除または軽減の陳情(第三六七号)

第一七九四号 昭和二十五年三月二十九日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 宮崎県東臼杵郡富島町 富島運送株式会社内 大野巖

紹介議員 水久保基作君

昭和二十五年年度予算には揮発油税収入約五十一億四千万が計上されているが、十割の現行税率の軽減は何等考慮されておられない。しかるに、揮発油は自動車輸送には必需資材であるが、現行の税率では業者の担税能力は最早限界に達しており、またガソリン車と代燃車との有効価格および税収入予算額と揮発油需給計画とを比較対照して、税率は大幅軽減の余地があると思われるから、すみやかに現行税率を五十パーセント以下に軽減せられたいとの請願。

第一八一二号 昭和二十五年三月二十九日受理
報奨物資に課税免除等の請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導

紹介議員 連内 黒田新一郎 島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君 米倉 龍也君

報奨物資に対する課税は、強制供出の裏付としての意義より、当然免除されるべきものであるにもかかわらず、未だに未解決のまま放置されているため、供出農家を不安に陥れているから、食糧供出完全の見地より、(一)報奨物資の課税を免除すること、(二)引取拒否の現品は政府において買上げること、(三)昭和二十四年度分超過供出分についても受諾を確認すること等の諸対策を実現せられたいとの請願。

第一八一五号 昭和二十五年三月二十五日受理

農業協同組合に醸造事業認可の請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導

紹介議員 連内 黒田新一郎 島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君 米倉 龍也君

戦前戦後を通じての無定見な食糧政策のため、折角増産したのも類の処置については、農民は多大の迷惑を受けているが、いも類の加工利用は、農家経済の維持に重大な関係を持つているから、農民の団体である農業協同組合に対し、焼酎、アルコール、合成酒、果実酒等の醸造事業を免許せられたいとの請願。

第一八一六号 昭和二十五年三月二十九日受理
農業協同組合にこうじ製造事業推進の請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導

紹介議員 連内 黒田新一郎 島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君 米倉 龍也君

農業協同組合法第十條第三項によれば、組合は生活に必要な物資の供給または共同利用施設事業を行い得るのであるが、現在こうじ製造事業にあつては不当に業者に搾取せられ、農家経済の合理化に支障をきたしているから、農家経済救済の一環とするため酒税法第十六條の但書によるこうじ製造事業を農業協同組合の行うこうじ製造事業に適用せられたいとの請願。

第一八四二号 昭和二十五年三月三十日受理

運動用品の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都千代田区神田仲町二ノ一四全国運動用品商工連合会内 石井 賢一外五名

紹介議員 松野 喜内君

健全なスポーツの振興発展は、平和国家建設の一翼として重大な使命を持つてゐるが、スポーツ用品に対し物品税が課せられているため、その生産に支障を與えているから、スポーツの振興発展と物品税の意義を考慮して、運動用品に対する物品税をすみやかに撤廃せられたいとの請願。

第一八七五号 昭和二十五年三月三十一日受理
ちようちん、あんどんの物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都新宿区柏木町一 東京都ちようちん協同組合理事長 鴨下丑五郎

紹介議員 遠山 丙市君

ちようちん類は一部の納涼用、装飾用、広告用を除き、その大半は神仏靈前用に供せられ、祖先崇拝の伝統的家庭用品であるが、現行法によつて物品税が課せられるため、業者の生活を危地に陥れているから、ちようちん類に課せられている物品税を撤廃せられたいとの請願。

第一九〇二号 昭和二十五年四月三日受理

医師の課税減免に関する請願
請願者 千葉市印内町一一一 和田平武外九名

紹介議員 浅井 一郎君 藤森 眞治君

官公立医療施設は免除されているにもかかわらず、一般開業医に対しては高率の課税が強いられ、一般患者の負担は増加する等、国民医療の上に多大の影響を與えているから、一般医師に対する所得税、家屋税等の減免を図られたいとの請願。

第一九〇八号 昭和二十五年四月三日受理

運動用品の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区神田仲町二ノ一四全国運動用品商工連合会内 玉沢 公祐外六名

紹介議員 大山 安君

この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
第三六七号 昭和二十五年四月四日受理
協同組合に対する課税免除または軽減の陳情
陳情者 広島県山県郡上殿村上殿村農業協同組合理事長 門田都登司

農業、水産業等の協同組合および消費生活協同組合は、組合員自身の組織と努力によつて事業が営まれ、資金等の資産は組合員の共同資産である等その非営利の本質と事業の社会政策的意味から当然非課税とすべきもので、従来からこの趣旨の下に営業税、営業収益税は免除され、特別法人税も一般法人に比して軽減されていた。今日の情勢下にあつても協同組合に対しては課税の免除が当然と思われるが、財政上課税の必要があるならば、法人税等各種目にわたり税率の軽減を図られたいとの陳情。

第三六二二号 昭和二十五年四月四日受理

所得税申告納税適正課税等に関する陳情
陳情者 佐賀県議會議長 田中虎 登

農業所得、営業所得等の申告納税制度は、税務署の一方的調査による標準、推定による更生決定、異議申告に対する高圧的態度等のため、その目的を達

條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。日本経済の健全な発展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業を営む法人で外資法人以外のものの当該事業に係る科学技術の指導改善のために招へいされた所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもののうち大蔵大臣の指定する者昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得についても、また同様とする。

前項前段に規定する者が同項前段の規定の適用を受けようとするときは、命令で定める手続により、その氏名、国籍その他命令で定める事項を記載した申告書を、当該給與所得又は退職所得の支拂者を経由して、政府に提出しなければならない。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議した上、これを定めて公表する。

第一項において「外資法人」とは、左の各号に掲げる法人をいう。

一 所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人の同法の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に対する対外支拂手段の提供、第一項に規定する事

業の用に供する貨物の輸入又は当該事業の用に供する工業所有権その他技術に関する権利で同法の施行地外において取得したもの（これを「これらの権利に関する使用権の設定を含む。」）に因る投資について命令の定めるところにより計算した金額が毎年一月一日において一億円以上である場合における当該法人。

二 法人税法の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人の同法の施行地にある資産で対外支拂手段の提供若しくは第一項に規定する事業の用に供する貨物の輸入に因り取得したもの又は当該法人の同法の施行地外において取得した工業所有権その他技術に関する権利（これらの権利に関する使用権を含む。）で同法の施行地において同項に規定する事業の用に供するものの価額が毎年一月一日において一億円以上である場合における当該法人。

第五條の二 その事業活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が容易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる事業を営む法人から給與所得又は退職所得の支拂を受ける所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又

は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。

前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

その活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が容易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる自由職業を営む所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における事業所得については、当該事業所得の金額から当該職業から生ずる所得の金額（その年分の総所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額）の十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第四号に規定する事業所得の金額として、同法の規定を適用する。

前條第三項の規定は、第一項に規定する法人の事業及び前項

に規定する自由職業の種類について、これを準用する。

第五條の三 学校教育法第一條に規定する大学又は高等学校（同法第九十八條の従前の規定による大学、大学予科及び専門学校を含む。）の教員として給與所得又は退職所得の支拂を受ける者のうち所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において支拂を受ける当該給與所得又は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。牧師その他宗教の布教に従事する者としてその所属する宗教上の組織から給與所得又は退職所得の支拂を受ける者のうち所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における当該給與所得又は退職所得についても、また同様とする。

第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

第五條の四 所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもののうち左の各号の一に該当する者の昭和

二十五年分及び昭和二十六年分の所得に対する同法の規定の適用については、昭和二十五年分については同年中の命令で定める期間内に生じた所得の金額（その年分の総所得金額から同法第九條第二項、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該期間内に生じた所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額）の十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円に当該期間の月数を乗じて十二分して計算した金額をこえるときは、当該金額）を、昭和二十六年分については同年分の総所得金額（当該総所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該総所得金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ。）の十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を、それぞれ当該年分の総所得金額から控除した金額を同法第十三條に規定する課税総所得金額として、同法の規定を適用する。

一 本條の規定施行前に所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た所得を有していた者
二 本條の規定施行後に合法的に所得税法の施行地に居住することとなつた者

前項に規定する者については、その者が昭和二十五年の同項に規定する期間中及び昭和二十六年中に支拂を受ける給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額を控除した金額（退職所得については、当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額）を所得税法第三十八條第一項に規定する給與の金額又は退職所得の金額として、同項の規定を適用する。

第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

第六條を削る。

第七條第一項中「昭和二十年八月十五日以後に相続の開始があつた場合において、相続財産（昭和二十二年五月三日以後に開始する相続については、相続開始前二年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條中同じ。）を「相続税の課税価格の計算の基礎となる財産」に、「当該在外財産等の価額」を「当該在外財産等の価額」に改め、「当該相続についての課税価格の計算上」を削り、「相続財産の価額」を「相続税の課税価格」に改め、同條第二項中「更正」を「更正又は決定」に改め、同條に次の一項を加え、同條を第六條とする。

在外財産等の価額を算定することとができることとなつた際において当該在外財産等の価額について相続税法第三十一條の規定による修正申告書の提出があつた場合又は前項の規定による更正若しくは

決定をなした場合における同法第五十一條から第五十四條までの規定の適用については、当該在外財産等の価額が算定できることとなつた日から四箇月を経過した日を当該各條に規定する申告書の提出期限とみなす。

第八條を第七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第八條 富裕税法第一條第一号に規定する課税時期において有する在外財産等の価額（課税時期において第六條第一項に規定する命令で定める債務があるときはその債務の金額を控除した金額）は、当該課税時期を含む年分の富裕税の課税価格に算入しない。

前項の規定の適用を受けようとする者は、富裕税法第十八條又は第十九條の規定による申告書に在外財産等の価額その他命令で定める事項を記載しなければならぬ。

第十二條を次のように改める。

第十二條 納税準備預金通帳には、印紙税を課さない。

第二條 揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。

2 前項但書の規定により担保を提供した者が、期限までに税金を納付しなかつたときは、担保物たる金銭をもつて直ちに税金に充て、若しくは金銭以外の担保物を公売して税金及び公売の費用に充て、又は保証人をして

税金を納付せしめる。

第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 前條第二項の場合において、担保物の価額が徴収すべき税金及び公売の費用に充てなお不足額があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行う。

2 前條第二項の場合において、保証人が税金を完納しないときは、まず納税義務者の財産について滞納処分を行い、その財産の価額が徴収すべき税金、督促手数料及び滞納処分費に充てなお不足額があるときは、保証人の財産について滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二條の規定の適用については、これを納税者とみなす。

第七條第一項中「前二條」を「第五條第一項本文及び前條」に改める。

第十條第二項中「第五條第二項」の下に「及び第五條の二」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、租税特別措置法の改正規定中第五條の四に関する部分は、昭和二十五年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）による改正前の相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）第五十二條の規定による物納に因

り生じた昭和二十四年分以前の譲渡所得又は山林所得については、なお従前の租税特別措置法第三條の例による。

3 法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度（法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）による改正前の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十一條第一項の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。）の所得の計算については、なお従前の租税特別措置法第四條から第五條の二までの例による。

4 改正後の租税特別措置法第六條の規定は、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の租税特別措置法第六條及び第七條の例による。

6 この法律施行前に従前の租税特別措置法第十二條第一項の規定の適用を受けて製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品（昭和十五年法律第四十号）第一條に掲げる物品については、従前の租税特別措置法第十二條第二項の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

7 改正後の租税特別措置法第十二條の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

四月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、関税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月十一日）

一、国家公務員等の旅費に関する法律案（予備審査のための付託は四月十一日）

昭和二十五年五月十三日印刷

昭和二十五年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷片